

平成22年国勢調査の調査方法等に関する検討課題及び検討状況（案）

資料 1

：網掛け部分は国勢調査法令検討会における検討事項

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
1 調査区設定	<ul style="list-style-type: none"> 調査上困難が予想される地域の情報の把握の適否 	<ul style="list-style-type: none"> 調査上困難が見込まれる状況や、配慮が必要な状況等は地域によって異なることから、調査区設定時において一律に把握するのではなく、地方公共団体において、調査区設定時を含めた様々な機会を通じて、適宜把握（なお、集計上の補助情報として、調査実施段階で、調査困難地域の地域特性を把握することについて、今後検討） 			20年7月 (完了)
2 調査項目 ・選択肢	<ul style="list-style-type: none"> 全数調査としての調査項目の在り方 人口センサス及び人口減少社会において必要な調査項目 人口統計上の必要性との整理 	<ul style="list-style-type: none"> 調査項目の選定の考え方を次のとおり整理 人口・世帯の基本となる統計 ニーズへの対応（政策・研究等の利用ニーズ、小地域統計の必要性、代替統計情報の入手手段の有無、データの継続性、法定利用） 正確性の確保（統計の正確性、統計の客観性） 国民負担への配慮（記入者の心理的負担、記入者の物理的負担、費用、実査・集計上の負担） その他（国連勧告への適合、母集団情報としての必要性等） 国勢調査の調査項目の利用状況及び新規追加の調査項目の要望について、各府省、地方公共団体及び有識者から聴取した上で、上記「調査項目の選定の考え方」に基づき、調査項目を次のとおり変更・廃止 【変更する調査項目】 ・雇用形態 政策・研究等の利用ニーズを踏まえ、派遣労働者など正規・非正規の雇用者の状況を的確に把握するため、従業上の地位「雇用者」の選択肢を変更 ・5歳未満の子供の出生地 政策・研究等の利用ニーズを踏まえ、5歳未満の子供の出生地の状況を的確に把握するため、既存の調査項目である「5年前の住居の所在地」の記入の仕方を変更 【廃止する調査項目】 ・就業時間及び家計の収入の種類 国民負担への配慮、政策・研究等の利用ニーズなどの観点から廃止 			21年2月 (完了)

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
	○ 調査項目の記入抵抗感の検証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次試験調査における原則郵送提出方式の記入不備の状況は、平成17年国勢調査第1次試験調査の調査員への全封入提出方式とほぼ同水準 ○ 第2次試験調査において、記入の抵抗感が強いと言われている「家計の収入の種類」の廃止など調査項目を一部改廃したが、記入不備の状況は第1次試験調査と同様の結果となっており、郵送提出の導入や一部の調査項目の改廃による記入抵抗感の払拭は困難 			21年2月 (完了)
	○ 記入方法及び選択肢の工夫	<p>《 記述式の調査項目を選択肢記入方式にすることの可否》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次試験調査において、「住宅の床面積の合計」の選択肢記入方式を検証したところ、選択肢記入方式によっても正確性が確保されることから、記述式から選択肢記入方式に変更 			21年2月 (完了)
		<p>《 産業を把握する調査項目の設定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次試験調査において、「世帯格付による産業大分類の精度」と、勤め先・業主などの名称を調査しない場合の「産業小分類格付の精度」について検証。いずれも精度上の問題から導入は困難 			21年2月 (完了)
		<p>《 職業を把握する調査項目の設定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次試験調査において、「世帯格付による職業大分類の精度」と、勤め先・業主などの名称を調査しない場合の「職業小分類格付の精度」について検証。いずれも精度上の問題から導入は困難 			21年2月 (完了)
	○ 労働者派遣事業所の派遣社員の派遣先産業の把握の適否	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2次試験調査において、従業上の地位の「雇用者」の区分を「常雇」・「臨時雇」に代え、勤め先での呼称にするとともに、選択肢に派遣労働者を設定することにより、派遣先産業を把握することを検証したところ、特段の問題はなし。「雇用者」の区分を「雇用形態」に変更 			21年2月 (完了)

項 目	検 討 課 題	検 討 状 況	試験調査		最 終 検 討 期 限
			1 次	2 次	
3 調査方法 (1)配布方法	<p>【 調査票の配布時の世帯への協力依頼 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 円滑な調査の実施及び調査票記入精度の確保を図る観点からの世帯への周知・依頼方法 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年国勢調査関係者会議において、世帯への効果的な周知方法について検討 ○ 第2次試験調査世帯アンケートにおいて、世帯の国勢調査に関する認知度等を把握 ○ 上記を踏まえ、調査の円滑性・正確性を確保するための内容を世帯配布用の調査書類や広報に織り込む 			21年2月 (完了)
	<p>【 調査票の配布方法 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査票の配布時期・期間 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次試験調査において、調査票配布期間の延長型と従来型を検証。調査票の提出状況にこの違いによる差異はないため、調査票の配布期間は従来どおり8日間に設定 			21年2月 (完了)
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査票を直接配布することが困難な場合の基準の設定の適否（世帯側の希望、訪問回数、期間等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次試験調査の当初回収において、調査票配布時の訪問回数が3回以内で調査票を提出した世帯の割合は約80%超 ○ 第2次試験調査において、調査票配布時の世帯との面接状況と当初回収時の調査票の回収状況を検証したところ、面接して調査票を配布した場合の調査票の回収状況は約60%であるのに対し、面接できずに調査票を配布した場合の調査票の回収状況は約18% ○ 第2次試験調査において、調査票配布時に3回訪問しても世帯と面接できなかった場合は、郵便受けに入れるなどして配布することとしたが、4回以上訪問した世帯の割合は15%超。地域特性別にみると、「ワンルームマンションなど単身者が居住する住宅の多い地域」では、5回以上訪問した世帯の割合が約15% ○ このような状況を踏まえ、世帯を正確に把握するため、また、世帯が調査票を記入・提出しようというインセンティブを促進するため、調査員が調査票配布時に各世帯の居住確認を行いつつ、世帯に調査票を直接配布することを原則 ただし、不在世帯については、日や時間を変えるなどして少なくとも3回以上訪問することとし、さらに訪問を繰り返しても直接配布が困難と想定される場合には、郵便受け等に配布しても可 			21年2月 (完了)

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
	○ 報告義務の法的整理	【 報告義務の履行時期について】 ○ 調査票の報告が郵送提出若しくはオンライン回答によって行われた場合の報告義務の履行時期について、「国勢調査法令検討会」において検討中			21年2月
		【 調査期日前に提出された調査票の取扱い】 ○ 調査時以前に調査票が郵送提出された場合の調査票の取扱いについては、調査時経過後に世帯内の異動状況を確認し、記入内容に変更がないことをもって有効			21年2月 (完了)
		【 調査票不達時の対応（再調査の是非等）】 ○ 報告義務が履行されていないことから、不達理由の如何にかかわらず、世帯に対し再度調査票の提出を依頼			21年2月 (完了)
	○ 民間活力の活用の可能性	○ 短期間に大量の人員を動員する調査員事務について、民間活力の活用は現時点では困難であることから、従来から行っている管理人・管理者がいる建物（マンション・アパート、学校の学生寮・寄宿舍、病院、社会施設等）における管理人・管理者を調査員として任命することを推進			21年2月 (完了)
○ 調査票配布時に『世帯名簿』への掲載が必要な事項	○ 調査員は、調査票配布時に男女別の世帯員数は把握せず、「世帯主又は代表者の姓」、「所在地（番地・号など）」、「（その世帯に必要な）調査票枚数」のみ把握。なお、これらの事項は、漏れなく重複なく調査を実施する上で必要なものであり、調査票配布時に把握する旨を事前に世帯に周知 ○ なお、調査員が調査活動中に上記内容を『世帯名簿』に記入することは、国勢調査令第7条第5項に規定する「その他関係書類の作成」に該当するもの			21年2月 (完了)	
○ 居住確認が困難な場合に世帯が必要とする調査票枚数の確認方法	○ 調査員が面接できない世帯の多くは世帯人員の少ない世帯であると推測されることから、調査票配布時に調査員が世帯に面接できない場合には、郵便受けなどに調査票1枚を配布 ○ なお、調査員は、調査票を配布する際、「配布された調査票枚数では足りない場合には、市町村にご連絡ください」などと記載された調査書類を配布			21年2月 (完了)	

項 目	検 討 課 題	検 討 状 況	試験調査		最 終 検 討 期 限
			1 次	2 次	
(2)回収方法	【 調査票の回収方法 】 ○ 不在世帯の増加及びプライバシー意識の高まりを考慮した調査票の回収方法	【 封入提出方式 】 ○ 国民のプライバシー意識や防犯意識が一層高まる中、国勢調査における封入提出率は回を重ねるごとに大きく上昇しており、平成22年国勢調査における封入提出率は、郵送提出の導入と相まって、50%を超えることが確実な状況。多くの国民が求める調査方法として、調査票の封入提出方式は全封入提出方式を採用			21年2月 (完了)
		【 調査票の提出方法の多様化 】 ○ 第1次試験調査では、調査票の提出は原則として郵送により行ったところ、調査票を提出した世帯の割合は従来の方法に比べ低い水準 ○ このため、第2次試験調査では、従来の調査員回収のほか、郵送提出、オンライン回答など、調査票の提出方法を並列的に記述し、世帯が選択できることを周知したところ、調査票を提出した世帯の割合は若干改善 ○ このことから、調査票は調査員への提出又は郵送による提出のいずれかを世帯が自由に選択する方法とし、総務省統計局が指定する地域においてはオンラインによる回答も可 ○ 地方公共団体において、地域の実情に応じて、提出方法のいずれかを強調して周知することは可 ○ なお、市町村への直接提出については、試験調査結果によると、その割合が微少であることから、調査票の提出方法の一形態としては周知せず			21年2月 (完了)
	○ 市町村の希望制による調査票の回収方法	○ 各市町村において希望した調査方法についての説明責任が生じること、世帯のプライバシー意識への配慮に公平性を欠くことなどから、調査票の回収方法は全国一律を原則 ○ なお、円滑かつ正確な調査の実施の観点から、地域の実情に応じた調査票の提出方法の周知を行うことは可			21年2月 (完了)

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
	<p>【 郵送回収の方法 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 提出の期限（当初回収における郵送提出期限、聞き取り調査世帯に対する郵送提出依頼の郵送提出期限） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当初の提出期限と、調査票の未提出世帯からの提出期限を設定。当初の提出期限は、いずれの調査票の提出方法においても調査期日後1週間（10月7日）とし、調査票の未提出世帯からの提出期限は、調査票未提出世帯の特定などの事務を経た時期として10月下旬を想定 ○ 聞き取り調査世帯に対する郵送提出依頼の郵送提出期限は、市町村における要計表の作成などの事務を考慮し、11月中旬に設定 			21年2月 （完了）
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査員段階での世帯に対する調査票提出促進の方法（時期、内容等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2次試験調査において、世帯に対する調査票提出促進の調査書類である「調査票の提出はお済みですか」（確認状）の配布時期について、第1次試験調査の実施状況を踏まえて、木・金曜日としたところ、当初回収期間における回収状況に若干の改善が図られていることから、確認状は週末直前に配布 			21年2月 （完了）
	<p>【 オンライン回答 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オンライン回答の具体的な方法（政府統計共同利用システムの活用） 	<p>《 オンライン回答の実施規模 》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オンラインによる回答方式は、現在、企業を対象とする統計調査を中心に実施 ○ 一方、世帯を対象とする統計調査においては、オンラインによる回答の割合は数%程度と低い割合に止まるものと見込まれており、その導入に当たっては、費用対効果や調査票の回収状況の改善の度合いの検討などを慎重かつ十分に行うことが必要 ○ このようなことを総合的に勘案し、平成22年国勢調査におけるオンラインによる回答方式は、将来の本格導入に向けての試行的な運用と位置付け、オンライン回答割合の比較的高い若年単身者世帯やオートロックマンションなどが多く含まれる大都市を中心に、総務省統計局が指定する市区町村において実施 ○ なお、平成22年国勢調査におけるオンライン回答は、全世帯の5%を許容できる仕様としているが、オンライン回答の実施規模の設定に当たっては、国勢調査の高い認知度に加えて、今後の広報やマスコミ報道の状況如何によっては、試験調査結果等に基づく回答率や、ログイン等のアクセス状況などの予測を大幅に上回る可能性も考慮することが重要 			21年2月 （完了）

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
		<p>《世帯へのID等の交付の方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第2次試験調査において、世帯名簿の用紙番号と世帯名簿内の行番号の組合せをIDとし、確認コードと併せて調査票に事前に印字。調査員は調査票を世帯名簿と対応させながら配り分ける方法を検証したところ、ID・確認コードが印刷された調査票の配布誤りが発生したことなどから、オンライン回答用のID及び確認コードは、調査票への印刷は行わず、オンライン調査操作ガイドに印刷 			21年2月 (完了)
		<p>《オンライン回答入力時のチェック》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第2次試験調査結果によると、一部の調査項目に記入漏れがあっても送信が可能な仕様のほうが、記入漏れがある場合には送信できない仕様に比べ、回収率は若干高くなっているものの、調査票の回収状況と記入不備の状況を比較考量し、正確な統計を作成するという観点から、オンライン回答の電子調査票については、すべての調査項目について記入漏れのチェックを行い、記入漏れがある場合には送信できない仕様を採用 			21年2月 (完了)
		<p>《様々な事例への対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オンライン回答対象世帯の範囲は、基本的に住宅に居住する世帯とし、病院、社会施設などの施設等の世帯については対象外。ただし、学生寮については、オンライン回答の導入による回収状況の改善が期待されることから、対象とすることの可否について検討 ○ 同一世帯から、紙媒体の調査票とオンライン回答による電子調査票が提出された場合には、調査票審査の段階で世帯照会を行い、どちらが真の回答であるかを確認 ○ オンラインによる回答内容について世帯が修正したい場合、基本的には改めて電子調査票を取得し、再度入力して送信 			21年2月

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
	○ アクセシビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ○ アクセシビリティ対応として、JIS X 8341-3 に適用したユーザインタフェースを確保 ○ 障害者や高齢者にも使いやすい設計とするため、音声読み上げソフトに対応するよう措置 ○ 外国語対応については、電子調査票の外国語への変換以外にも、エラーメッセージやトップ画面などを外国語に変換する必要があること、また、オンライン回答に関するコールセンターについても外国語の問い合わせに対応できる人材を確保する必要があることなど、費用対効果の観点から困難 			21年2月 (完了)
	○ 回答のセキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不正アクセス対策として、認証を取得していない者がオンライン調査システムの機能を利用することができないよう措置 ○ なりすまし回答対策として、ID及び確認コードを世帯に直接交付するとともに、一定回数以上認証に失敗した者からの認証を拒絶するよう措置 ○ 保存したPDF版の電子調査票は、他に漏れることのないよう、世帯自身でセキュリティ管理するよう注意喚起 ○ ID及び確認コードを紛失した場合には、ID及び確認コードを再交付 			21年2月 (完了)
	○ 照会・相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ オンライン回答に関する世帯からの照会・相談は、国がコールセンターを設置して対応。主な照会・相談内容についてはFAQとして取りまとめ、政府統計共同利用システムの掲示板機能等を利用して、地方公共団体と情報の共有化を推進 			21年2月 (完了)
	○ 危機管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定時期のアクセス集中に伴うシステム動作の不安定性の把握・対応について検討 ○ システム障害が発生した場合の世帯や地方公共団体への周知方法など危機管理対応について検討 			21年2月 5月
	○ 地上デジタル放送の活用の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地上デジタル放送については、システム開発に要する期間や費用対効果などの観点から、活用は困難 			21年2月 (完了)
	<p>【 上記以外の提出方法の多様化 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査票提出方法についての世帯希望の把握の要否及び方法・期限 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査票配布時に、希望する提出方法を世帯から聴取することは、不在世帯が増加していること、その場で提出方法を決められないこと、当初の希望どおりに提出しない可能性があることなどから困難 			21年2月 (完了)

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
	○ 持参提出先の範囲（市町村、都道府県、国）	○ 世帯の利便性の観点から、調査票の持参提出先は身近な行政機関である市町村とすることが適当 なお、持参提出については、試験調査結果によると、その割合は微少であることから、調査票の提出方法の一形態としては周知せず			21年2月 (完了)
	○ 国勢調査の実施に関する有識者懇談会の提言以外の提出方法（公民館への回収ボックス設置による提出方法等）	○ 平成22年国勢調査においては、郵送提出を導入することとしており、これにより、公民館等への回収ボックスの設置と同等の効果が見込まれる。また、調査票の回収ボックスについては、調査票の厳重管理などの観点から困難			21年2月 (完了)
	【 郵送提出調査票の回収状況を一元管理する仕組みの構築 】 ○ 郵送提出調査票の回収状況の把握・管理のシステムの構築	○ 郵送提出調査票の回収状況を一元的に把握・管理するシステムについては、（調査区番号、世帯番号は不読・誤読の懸念があることから）OCR入力機等で調査票を確実に識別するIDが必須であるが、試験調査という極めて少数の調査員でもIDの誤配布が発生。このことから、平成22年国勢調査において、IDを正確に取扱うという新たな調査員事務を負荷することは困難であり、IDを前提とした郵送提出調査票の回収状況を一元的に把握・管理するシステムは構築せず、世帯からの郵送提出先は市町村とし、調査区番号及び世帯番号を基に、市町村において郵送提出調査票の回収状況を把握・管理			21年2月 (完了)
		《 調査票の郵送提出先》 ○ 第2次試験調査において、調査票の郵送提出先や調査票のOCR入力を全国一括とする方法を検証したところ、試験調査という極めて少数の調査員でもIDの誤配布が発生。このことから、IDによる全国一括の郵送提出調査票の回収状況の把握・管理は困難であることから、世帯からの郵送提出先は市町村に設置			21年2月 (完了)

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
		<p>《 郵送提出調査票の回収状況の把握・管理》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 世帯からの郵送提出先は市町村とし、調査区番号及び世帯番号を基に、市町村において郵送提出調査票の回収状況を把握・管理 ○ 市町村における郵送提出調査票の回収状況の把握・管理の前提として、郵送提出された封筒（調査票）の調査区番号順への並べ替えが必要となることから、この事務を確実にを行うための人員・場所の確保の予算を措置 			21年2月 (完了)
		<p>《 世帯からの郵送提出についての照会への対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 郵送した調査票の送達についての世帯からの確認・照会があった場合に迅速に対応するため、住所と調査区番号との対応表の作成などを整備することについて今後検討 			21年2月 5月
	<p>【 調査区番号・世帯番号の記入漏れがあった場合の対処方法 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次試験調査によると、調査票の調査区番号・世帯番号の記入不備はそれぞれ約4% 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2次試験調査においても、調査員回収分の調査票の調査区番号・世帯番号等の記入漏れの状況は、市区町村コード：約7%、調査区番号：約3%、世帯番号：約3%であったことから、郵送提出された封筒（調査票）の調査区番号の記入漏れ等により、郵送提出調査票の回収状況の把握・管理の事務に支障を来たさないよう、調査員に対する調査区番号の記入の徹底を図るほか、郵送提出用封筒に調査員氏名などを記入することにより、調査員氏名から調査区番号を特定 ○ このほか、第3次試験調査では、調査票の仕様を第2次試験調査のような三つ折り加工ではなく、（三つ折りする箇所に折り目の目安となる）筋入れ加工を施し、市区において、必要に応じ調査票の調査区番号を印刷することについて検討 			21年2月 (完了)
	<p>【 世帯からの調査票の訂正等があった場合の対処方法 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査票の記入誤りに伴う世帯からの調査票の訂正・差し替えや、世帯分割・統合の処理などがあった場合の対処方法 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村に提出された調査票は、世帯には差し戻さず、世帯には(未記入の)調査票を配布し、改めて記入してもらい、市町村において調査票を差替え 			21年2月 (完了)

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
(3)フォロー アップ回収	○ フォローアップ調査員への調査票未提出世帯の伝達方法（ITの活用の可否）	○ 試験調査結果を踏まえ、調査員に対する調査票未提出世帯の伝達は市町村が行うこととし、現行の政府統計共同利用システムの機能を活用し、調査員の携帯電話・パソコンへメールを送信すること、FAXを送信する方法のほか、別途の方法（例、調査員事務打合せの会場となる公民館などに市町村及び調査員のそれぞれが出向いていることと同様に、市町村内の数箇所の会場に、市町村及び調査員のそれぞれが出向くなどの方法）も引き続き検討			21年2月 5月
	○ フォローアップ回収の方法（時期・期間、回数等）	○ 調査票未提出世帯があった場合、調査員は、市町村からの指示に基づき、調査票未提出世帯を訪問し、面接の上、調査票を直接回収（フォローアップ回収） なお、調査票未提出世帯が不在等の場合は、再三訪問して世帯との面接に努めることとするが、最終的に調査票の提出を直接依頼できない場合には、市町村又は指導員の指示を受け、『調査票提出のお願い』（督促状）及び調査票等を当該世帯の郵便受けに入れるなどして配布するとともに、近隣の世帯の協力を得て、当該世帯についての聞き取り調査を実施 ○ フォローアップ回収の時期・期間は、10月下旬の3日間を想定			21年2月 5月
	○ 調査員の配置（調査票を配布する調査員の継続事務とするか、別途調査員を設置するか）	○ 第2次試験調査において、調査票の配布・当初回収を行う調査員とは別に、フォローアップ回収事務を行う調査員を配置した場合の世帯の反応などを検証したところ、この調査員の配置方法の回収率のほうが若干高いものの、調査票の配布・提出時の調査員について「違う調査員がよい」という世帯の割合は極めて低いこと、また、調査票の配布からフォローアップ回収までを一環して行う調査員の配置方法のほうが調査を円滑に実施することができるとの市区町及び調査員の意見を考慮し、調査票の配布・当初回収を行う調査員がフォローアップ回収事務も継続して実施 ○ ただし、調査員確保対策の観点から、調査票の配布・当初回収と、フォローアップ回収を行う調査員を分離して配置することも可			21年2月 (完了)

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
	○ 行き違い（提出済み世帯への訪問）の対応	○ 行き違いによるフォローアップ回収があった場合にはご容赦くださいとの趣旨を世帯配布用書類で周知。第1次及び第2次の試験調査では、この方法により実施し、特段混乱はなし			21年2月 （完了）
(4)聞き取り調査	○ 調査方法の変更に伴う聞き取り調査の実施時期	○ フォローアップ回収期間（10月下旬を想定）において、調査票未提出世帯が不在であっても、日や時間を変えるなどして訪問し、調査票の直接回収に努めることとするが、さらに訪問を繰り返しても直接回収が困難と想定される場合に、聞き取り調査を実施			21年2月 （完了）
	○ 聞き取り調査に対する協力確保方法	《聞き取り調査に対する協力依頼の強化》 ○ 平成22年国勢調査関係者会議の参加を得ている関係団体及びその所管府省を通じて、聞き取り調査に対する協力依頼を強化。また、協力依頼に当たっては、総務大臣から所管府省大臣への協力依頼文を添付			21年5月 （完了）
		《調査区設定時等の情報の活用》 ○ 調査区設定時等に地方公共団体が適宜収集している調査上困難が見込まれる地域の情報を活用し、関係者等に協力を依頼			21年2月 （完了）
	○ 立入検査の導入（法的問題の整理、適用基準・範囲等） 「11 法令整理」と関連	○ 「国勢調査法令検討会」において検討中			21年5月
《オートロックマンション等の調査》	【調査上困難が予想される地域の調査方法】 ○ 調査上困難が予想される地域の情報の把握方法	○ 平成17年国勢調査を始め他の統計調査における調査困難な事例等の既存の収集情報などを活用			21年2月 （完了）
	【マンション管理会社等への協力依頼及び連携等】 ○ 平成22年国勢調査関係者会議以外の（国における）具体的な方策	○ 平成17年国勢調査時の情報等を基に、協力依頼先の拡充について今後検討			21年5月
	○ 市町村における情報収集、依頼体制の整備、依頼方法	○ 平成22年国勢調査関係者会議を地方公共団体レベルにおいても開催して情報収集等を行うことについて検討			21年5月
	○ 平成22年国勢調査関係者会議を始めとして、マンション管理会社・管理組合等に対する協力依頼の強化	○ 平成22年国勢調査関係者会議における意見交換などを踏まえ、効果的な協力依頼方策について検討			21年5月

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
《外国人世帯の調査》	○ 外国人調査員及び調査協力者の確保 立入検査と関連	○ 平成22年国勢調査関係者会議における意見交換などを踏まえ、外国人関係団体を通じて、外国人調査員の推薦や調査協力者の選出を依頼 ○ 立入検査は公権力の行使に当たることから、調査員が立入検査を行うこととした場合、外国人は調査員として任命することは不可			21年2月 (完了)
	○ 外国語の連絡メモなど外国人世帯用の調査書類・用品の充実	○ 平成17年国勢調査における実施状況、平成22年国勢調査関係者会議における意見交換などを踏まえ、外国人世帯用の調査書類・用品の作成に当たっては、外国人関係団体からの助言を依頼。また、国における調査書類や広報だけではなく、外国人関係団体から国勢調査の実施を周知することで、外国人世帯の調査への不安感等を払拭			21年2月 (完了)
	○ 外国人世帯に対する周知・広報の強化				21年2月 (完了)
	○ 外国人世帯からの電話照会対応 コールセンター - と関連	○ 外国人向けコールセンターは、コールセンター本体との関連から国における設置は困難 ○ 平成17年国勢調査における東京都の取組みを参考とするほか、行政一般について外国人との関係の強い外国人集住都市会議と連携し、外国人からの電話照会の多い外国人関係団体が的確な電話照会対応ができるよう情報提供			21年2月 (完了)
《住宅以外の場所に居住する者の調査》	○ 実査における住居不定者のプライバシー保護対策	○ 「国勢調査法令検討会」において今後検討			21年5月

項 目	検 討 課 題	検 討 状 況	試験調査		最 終 検 討 期 限
			1次	2次	
4 行政情報や I Tの活用	【 調査時における行政情報等の活用 】 ○ 行政情報等による世帯名簿のプレプリントの適否（技術上及び実査上の課題への対応）	○ 世帯名簿の紛失等による住民基本台帳情報の漏洩、プレプリント情報への過度の依拠、プレプリント情報と居住者の不一致等によるプライバシー問題への波及、住民基本台帳情報と国勢調査調査区との対応付けの問題などの観点から困難			21年2月 （完了）
	【 審査時における行政情報等の活用 】 ○ 聞き取り調査さえも困難な場合のカバレッジ確保方策（住民基本台帳等の積極的活用の是非）	○ 市町村における調査票の審査において住民基本台帳を利用することは、住民基本台帳法の目的（第1条）に沿った利用として可能と考えられるところであり、市町村における調査票の審査において、国勢調査を補完することを目的として、必要に応じて、住民基本台帳を利用し調査票を補記訂正することは可とし、その旨を事務処理基準に明記			21年2月 （完了）
	【 I Tの活用 】 ○ 地図情報の活用方策	《 CMSデータ（調査区設定時）の活用》 ○ 平成22年国勢調査における調査区要図のプレプリントは、調査区関係書類の提出時期等の関係から、全国一括での処理は困難であり、地方公共団体において必要に応じて出力			21年2月 （完了）
5 民間活力の 活用	【 コールセンターへの委託 】 ○ コールセンターへの業務委託内容	○ コールセンターについては、経費面、設備等のキャパシティー、委託内容を勘案し、全国一括ではなく、地方公共団体において必要に応じて設置することとし、具体的な内容について地方公共団体と意見交換 ○ オンライン回答の操作方法に関する照会に対応するため、全国一括でオンライン回答に関するコールセンターを総務省統計局において開設			21年2月 （完了）
	○ 質疑応答の具体的内容 （コールセンターで対応する照会内容に関する質疑応答マニュアルの作成）	○ 平成17年国勢調査の調査期間中に照会のあった事例や他の統計調査の照会事例を整理の上、質疑応答マニュアルを作成			21年2月 （完了）

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
	<p>【 マンション・病院・社会施設等の調査における業務委託 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法令上の問題の整理、改正等 ○ 委託の方法・内容 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 円滑に国勢調査を実施するために、管理人・管理者を調査員に任命できるよう、関係団体への働きかけなどの環境整備を行う。 なお、国からの施設への業務委託については、予算・執行上の制約などから困難。 			21年2月 (完了)
	<p>【 上記以外の民間活力の活用 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記以外の民間活力の具体的な活用方策(労働者派遣事業所の活用等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去の国勢調査においても、国においては、調査書類・用品の作成や広報の実施などの業務において、また、地方公共団体においては、調査書類の仕分け・梱包・発送や(労働者派遣事業所の派遣社員を活用しての)調査書類の審査などの業務において、民間活力を活用。今後とも、効率化が図れる業務については民間活力を活用 			21年2月 (完了)
6 調査員	<p>【 調査員の確保及び適正な配置 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査員の事務内容 「3(3) フォローアップ回収」と関連 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査員の主な事務内容である調査票の配布・回収及び検査のうち、次の事務を変更・廃止 ○ 調査票の提出方法は世帯が選択するが、調査票配布時には希望する提出方法を世帯から聴取しないことから、当初回収期間に原則として全世帯を訪問し、世帯や世帯員の異動を確認。また、調査票の提出を依頼し、郵送提出(又はオンライン回答)を希望する世帯以外の世帯から調査票を回収するとともに、面接していない世帯に『調査票の提出はお済みですか』(確認状)を配布 ○ 調査票未提出世帯からの回収について市町村から指示があった場合には、調査票未提出世帯を訪問し、調査票を直接回収 ○ 調査票の提出を全封入方式とすることから、調査票検査事務は廃止 			21年2月 (完了)
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査員の確保対策 	<p>《 選考要件の見直し》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 円滑な調査実施の観点から選考を行わないようにしている者に関する要件の見直しの是非について検討 			21年2月 5月

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
		<p>《 調査員数の削減》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査員の確保が困難な状況に加え、調査票の提出方法の多様化や全封入提出方式の導入に伴う調査員事務の変更を踏まえ、2調査区担当調査員の配置を推進するなどして、全体としての調査員数を削減 			21年2月 (完了)
		<p>《 調査員の確保対策に係る民間活力の活用》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国勢調査の調査員の多くは、自治会・町内会からの選考となっているが、自治会・町内会とは疎遠の世帯が多い地域などにおいて、調査員の選考が特に困難になっていることなどから、地方公共団体が必要に応じて、国が示す調査員の選考要件に基づき、調査員の選考事務を外部委託することは可 			21年2月 (完了)
	○ 調査員の配置基準	<p>《 担当調査区数の拡大》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査票の提出方法の多様化により、円滑な調査の実施が図られること、また、調査票の提出を全封入方式とすることにより、調査票の検査事務を廃止することなどから、調査活動のエリアが比較的狭い共同住宅の地域を中心に、2調査区担当調査員の配置を推進 <p>《 地域性、調査困難性を考慮した調査員の配置》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当調査区数が少ないほうが調査員選考が容易な地域、1調査区の面積が広大な地域などの地域性や、ワンルームマンションなど単身者が居住する住宅の多い地域においてはきめ細かな世帯訪問が必要であるなどの調査困難性を考慮し、このような地域においては1調査区担当調査員を配置 			21年2月 (完了)
	【 調査員全体の質を向上させるための方策】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「国勢調査法令検討会」において今後検討 ○ 調査員の解任・処分基準について、調査員に（調査員事務打合せ会等の際）事前説明することの適否も併せて検討 			21年2月 5月
7 指導員	○ 指導員の事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査員への指導・調査票の検査などの従来の事務に加え、次の事務を担当 <ul style="list-style-type: none"> ・ 『世帯名簿』上の調査票未提出世帯の特定 ・ 調査票の単位区番号・世帯番号順の並べ替え ・ 調査票の「世帯員の数」の『世帯名簿』への転記 ・ 抽出対象調査票の抽出 			21年2月 (完了)

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
	○ 指導員の確保対策	<p>《 選考要件の見直し》</p> <p>○ 円滑な調査実施の観点から選考を行わないようにしている者に関する要件の見直しの是非について検討</p>			21年2月 5月
		<p>《 指導員の確保対策に係る民間活力の活用》</p> <p>○ 指導員は、調査員同様、民間人の中から選考することとしているが、実際には指導員の多くを市町村職員で充当している現状を踏まえ、地方公共団体が必要に応じて、国が示す指導員の選考要件に基づき、指導員の選考事務を外部委託することは可</p>			21年2月 (完了)
	○ 指導員の配置基準	○ 平成17年国勢調査同様、おおむね11調査区に1人の割合で配置			21年2月 5月
8 市町村	○ 調査事務全体の事務量を踏まえた市町村事務の在り方	<p>○ 調査票の提出方法の多様化に伴い、郵送提出調査票の回収状況の把握・管理などの事務が新たに発生することから、調査事務全体の事務量を考慮し、次のとおり措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業大分類の地方格付の廃止 ・市町村と指導員の事務を再構築（市町村の一部事務の指導員事務への移行） ・新たに発生する人・場所の確保のための予算措置と民間活力の活用 など 			21年2月 (完了)
	○ 調査票の提出方法の多様化に伴う市町村における体制整備の方策 <ul style="list-style-type: none"> ・調査票收受補助要員賃金の新規措置、職員手当の拡充 ・労働者派遣事業所などの民間活力の活用 ・調査票収受会場を確保するための経費措置 				21年2月 (完了)
	○ 調査票の記入不備の照会における世帯照会用番号	<p>○ 第1次試験調査で世帯照会用番号の有効性について検証したところ、実用的ではないとする意見が大勢であり、導入は困難</p> <p>○ なお、平成17年国勢調査では、調査票の記入不備の照会がいわゆる「かたり調査」と誤解されないため、調査区番号・世帯番号を世帯照会用番号として、世帯に周知した市町村の事例があることから、市町村の実情に応じ、こうした対策を講じることは可</p>			21年2月 (完了)

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
9 国民の理解 及び協力の 確保 (1)広報	○ 国と地方公共団体の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の政府広報の媒体を可能な限り利用する一方、重複のないよう政府広報との役割分担を明確化 ○ 全国規模の広報、特に全国ネットのテレビ、新聞（全国紙）への広告実施の強化のため、国と地方公共団体の広報経費の枠組みを変更 ○ 地方公共団体では、地方ネットワークを活用した、地域密着型の広報展開を拡充 			21年2月 5月
	○ 外部知見の活用(外部知見を活用した国民の理解と協力を得るための効果的かつ効率的な方策)	○ 国民の理解と協力を得るための効果的かつ効率的な広報計画の策定に当たり、広告代理店からの情報収集や、仕様調整の際に有識者から意見を聴取（特に、メディアミックスの展開方法等）			21年2月 5月
	○ 具体的な広報の方策 《広報スケジュール》 ・ 普段から調査の意義等についての広報を計画的に展開	・ 平成22年国勢調査関係者会議において調査の意義等を周知するとともに、第3次試験調査の実施、平成22年国勢調査の検討状況、実施本部の設置など節目節目に報道機関への情報提供を実施			21年2月 5月
	・ 調査実施年の早期から調査の内容等について重点的に広報を実施	・ 調査実施年の早期から広報を実施することとし、そのスケジュール及び戦略を策定			21年2月 5月
	《広報内容と周知方法》 ・ 調査項目の必要性及び結果利用など国勢調査の意義の周知	・ 第2次試験調査の世帯アンケートの国勢調査の認知度に係る結果を踏まえ、広報内容ごとに、全体広報、個別広報のいずれが効果的であるかなど周知方法を決定			21年2月 5月

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
	<p>《国民の参加意識の高揚・啓発》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントなどを通じ、調査への国民の参加意識の高揚 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報イベント及びシンポジウムについては、マスコミに取り上げられるような大々的なものでないと効果は薄いと思われることから、廃止を含めて整理 ・ 標語募集は、平成17年国勢調査同様に実施することとするが、ポスター図案募集は、小中学生のみに限定。募集時期は、平成21年の夏休みを挟んだ約1か月を想定 ・ 有識者、平成22年国勢調査関係者会議における参加団体を始めとした国勢調査応援団（サポーター）の輪を広げ、総務省統計局のホームページ等への応援メッセージ等の掲載を要請し、国勢調査に協力しようという国民の機運を醸成 			21年2月 (完了)
	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント等を通じた国民の意見の聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントのみならず、平成22年国勢調査関係者会議等の様々な場を通じて、調査実施計画策定に係る検討状況を広く周知するとともに、国民の意見を聴取 ・日本統計学会、日本人口学会、日本都市計画学会などの各学会や、マンション管理関係団体、教育関係団体、大学関係団体、外国人関係団体等に対する国勢調査結果のニーズ把握により、国民が求めている国勢調査結果の方向性を把握 			21年2月 (完了)
	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的に教育を通じて啓発を図るための取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育教材の提供としては、従来の小学生及び高校生向けのものに加え、中学生向けのものも追加。「データforキッズ」は平成21年3月までにデータを更新 ・平成22年国勢調査関係者会議でも指摘されている文部科学省の「情報ひろば」における国勢調査の広報について実施する方向で文部科学省と協議 ・一部の地方公共団体が独自に実施している統計に関する出前授業や、子ども向けの統計に関する教育教材の作成などの取組を他の地方公共団体にも周知し、この取組を推進 ・平成21年度から順次施行される新学習指導要領の改訂を機に社会科研究会等に所属する教員等に対しての働きかけを実施 			21年2月 (完了)
	<p>《その他》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査方法等の見直しについての周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度内に調査方法の見直しについての検討状況を取りまとめて公表予定 			21年2月 (完了)

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
	・パブリシティ対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> 実施本部の設置や広報サイトの開設など、節目節目で報道機関に対し、情報を提供 パブリシティを効果的に活用している事例について、外部知見を活用 			21年2月 (完了)
	○ 総務省統計局のホームページによる検討状況の周知 (ホームページにより周知する具体的内容)	○ 平成22年国勢調査の企画に関する検討会及び平成22年国勢調査関係者会議の配布資料を総務省統計局のホームページに掲載するなどして、平成22年国勢調査に向けての検討状況を周知			21年2月 (完了)
(2)個人情報保護対策の強化	【 調査員に対する個人情報保護の一層の徹底方法 】 ○ 個人情報保護マニュアルの充実	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年国勢調査において生じた問題を個人情報保護マニュアルに掲載するなど、調査員の個人情報保護意識を徹底 個人情報保護について説明する際に、個人情報保護マニュアルは単体で使うことがあることから、他の調査員指導用書類とは統合せず 			21年2月 (完了)
	○ 調査員の指導方法	<ul style="list-style-type: none"> 従来の調査員指導用ビデオのほか、パワーポイント等の効果的な資料の作成について検討 調査員指導用書類・用品の企画の民間委託の是非についても検討 			21年2月 5月
	【 国民に対する個人情報保護の周知方法 】 ○ 世帯への周知方法	○ 国勢調査と個人情報保護法の関係について、第2次試験調査において把握した認知度などの状況や、平成22年国勢調査関係者会議における効果的な周知方法の検討結果を踏まえ、効果的な広報媒体等を決定			21年2月 (完了)
(3)報告義務の周知	【 報告義務の周知方法 】 ○ 報告義務に関する効果的な広報	○ 報告義務について、第2次試験調査において把握した認知度などの状況や、平成22年国勢調査関係者会議における効果的な周知方法の検討結果を踏まえ、効果的な広報媒体等を決定。また、罰則規定の広報の是非については引き続き検討			21年2月 5月
	【 悪質な事例への対応方法 】 ○ 基準の設定 ○ 告発の手続等の整理	○ 「国勢調査法令検討会」において今後検討			21年2月 5月

項目	検討課題	検討状況	試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	
(4) 調査員への信頼感の確保	【 調査員の身分証明の強化方策 】 ○ 調査員証への写真掲載のための具体的な方法	○ 他の統計調査と同様、写真代の費用弁償を措置			21年2月 (完了)
	○ 上記以外の身分証明強化のための方策	《 腕章、名刺等の調査用品の作成》 ○ 写真付きの調査員証と併せて、調査員の身分証明の強化のため、平成17年国勢調査で一部の調査員分のみ作成していた国勢調査用の腕章を全調査員分の作成に拡大することなどについて今後検討			21年2月 (完了)
		《 世帯からの担当調査員の本人確認に関する照会体制の整備》 ○ 政府統計共同利用システムにおける調査員管理システムのほか、市町村における調査員名簿の管理を徹底			21年2月 (完了)
	【 調査票詐取等への対策 】 ○ 告発の手續等の整理	○ 「国勢調査法令検討会」において今後検討			21年2月 5月
	【 上記以外の方策 】 ○ 調査員の役割の周知など調査員への信頼感確保のための広報	○ 世帯配布用書類に調査員の役割を記述するなど、調査員への信頼感を確保するための広報を実施			21年2月 (完了)
10 集計・公表	○ 要計表集計の公表時期を遅らせることの可否 また、可の場合の公表時期	○ 調査票の提出方法の多様化等により、調査事務全体の事務日程が延伸することに伴い、要計表集計の公表時期は平成23年の早期に変更			20年7月 21年2月
	○ 要計表集計の公表範囲（総人口のみの公表の適否）	○ 従来、要計表集計では、人口総数、男女別人口及び世帯数を公表 ○ 近年は不在世帯の増加などにより、聞き取り調査において、世帯内の男女別人員の把握が困難な事例が増加（最終的には、市町村審査で補完） ○ そのため、要計表集計の結果の正確性・迅速性を確実に確保するため、人口総数及び世帯数のみ集計し、男女別人口の集計を廃止することの可否を検討			20年12月 21年5月
11 法令整理	○ 新統計法を踏まえた国勢調査令の在り方 ○ 調査方法の見直しに伴う国勢調査令の規定の見直し	○ 必要に応じて平成21年度末までに政令を改正			21年5月 22年3月